

★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名	山形県	← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名	山形市	← 「市町村」まで記入してください。
対象組織名	あいうえお活動組織	新規組織または変更認定を申請する組織も様式1-1～1-3まで、該当すれば様式1-4、1-5の一式を揃えて市町村に提出します。変更認定と変更届の場合は変更理由書も添付します。
代表者名	多面 太郎	
代表者住所	山形県山形市1丁目	

★記入の手順と注意事項（Excelで様式を作成する場合）

- ・様式1-1号シートから順番に入力してください。
- ・画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。
- ・活動組織の方が入力するセルには、この色が塗ってあります。
- ・この色が塗ってあるセルは自動で入力されます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。
- ・行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。
- ・入力するセル以外は編集できないよう設定してあります。自動入力されたものを訂正する場合や、行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。
- ・計算式が入っているセルは変更しないでください。自動入力や自動計算ができなくなります。

★提出書類と各シートの説明

R7変更「環境負荷低減のみどりチェックシート」が追加になりました。

1. 事業計画の申請時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
様式1-1号	必須	様式第1-1号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について
様式1-2号	必須	様式第1-2号 多面的機能発揮促進事業に関する計画
様式1-3号	必須	様式第1-3号 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
活動計画書	必須	様式第1-3号別紙1 多面的機能支払交付金に係る活動計画書（1号事業様式）
加算措置	必要に応じて	※加算措置に取り組む場合のみ提出
位置図	必須	様式第1-3号別紙1別添1 実施区域位置図
田んぼダム位置図	必要に応じて	様式第1-3号別紙1別添3 田んぼダム実施区域位置図
構成員一覧	必須（どちらかを提出）	活動組織の規約別紙（構成員一覧）
別ファイル		様式第1-3号別紙1別添2 構成員一覧
長寿命化整備計画	必要に応じて	様式第1-4号 長寿命化整備計画書
工事確認書	必要に応じて	様式第1-5号 工事に関する確認書
みどりチェック	必須	様式第1-11号 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート（申請時の項目を記入）
別ファイル	必須	別記6-1 活動組織規約 又は別記5-2 広域協定運営委員会規則

2. 実施状況の報告時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
活動記録	必須に応じて	様式第1-6号 活動記録 ※農地維持支払のみに取り組む場合、提出不要
金銭出納簿	必須	様式第1-7号 金銭出納簿
報告書	必須	様式第1-8号 実施状況報告書
環境負荷低減の取組への支援	必要に応じて	様式第1-8号別紙1,2 環境負荷低減の取組への支援
持越金の使用予定表	必要に応じて	様式第1-8号別紙3 持越金の使用予定表 ※持越金の額が規定以上になる場合のみ提出
みどりチェック	必須	様式第1-11号 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート（報告時の項目を記入）
別ファイル	必須に応じて	様式第1-12号 環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過報告書

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

○○市長 殿

オレンジ色着色箇所：入力してください。

灰色着色箇所：自動で入力されます。

※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。

※ 記載方法は印刷されません。

○○・・・・・・・・活動組織

○○ ○○

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和7年4月1日

山形市長 殿

印鑑は必要なくなりました。

あいうえお活動組織

多面 太郎

面積変更等による変更認定の場合は「認定」の前に「変更」を入れて
[多面的機能発揮促進事業に関する計画の**変更認定の申請**について]とします。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

多面的機能支払交付金に関する申請は1号事業に■かレ印を記入します。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

届出の場合 様式は任意
(例)「認定の申請」→「**変更の届出**」でも可。

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

なお軽微な変更届の場合も変更理由書を添付の上提出します。

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

オレンジ色着色箇所：入力してください。

灰色着色箇所：自動で入力されます。

※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。

※ 記載方法は印刷されません。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

○年○月○日

○○・・・・・・活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
	2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和7年4月1日
あいうえお活動組織

市町村と相談しながら、地域の特色を踏まえて記載します。

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

地域共同で取り組む活動期間の目標を記載します。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類

農地維持活動を行う場合は○を記入します。

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金) 共同活動または長寿命化の活動を行う場合は○を記入します。
2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。) 「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例)

イ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

<施行注意>

記入内容が様式第1-3号と重複する場合は、「2(1)②実施区域」、「2(2)活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例)

イ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

<施行注意>

記入内容が様式第1-3号と重複する場合は、「2(1) ②実施区域」、「2(2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)

組織名

(ふりがな)

代表者氏名

(ふりがな)

所在地

オレンジ色着色箇所：入力してください。
 灰色着色箇所：自動で入力されます。
 ※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。
 ※ 記載方法は印刷されません。

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙1
<input type="checkbox"/>	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

令和7年4月1日

新規組織と再認定組織の申請は原則6月30日まで提出します。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	アイウエオ
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	タメン タロウ
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	ヤマガタケンヤマガタシ
所在地	山形県山形市1丁目

印鑑は必要なくなりました。

所在地は、組織の事務所が置かれている住所を記載してください。代表者宅に限らず公民館等にある場合はその住所になります。規約第2条の事務所の住所と整合させること。

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農 業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更し、届出を行います。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1									計	うち解消す る遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田		畑		草地		採草放牧地				
多面 支払	a		a		a		/		a	a	円
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜				
取組 面積	環境 直払※2									a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	km	箇所

・認定農用地の区域内において保全管理を行う施設の数量を記入してください。
 ・下段には、上段の内数として資源向上支払(長寿命化)を実施する施設の数量を記入してください。
 ※農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を活用して長寿命化を行う場合も同欄に記入してください。
[R7変更点]
 ・排水路には、水路のうち排水機能を有する水路(反復利用等が行われる用排兼用水路を含む)の数量を記入してください。

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(共同)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(長寿命化)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度			

活動期間は原則として5年間です。長寿命化については、短縮することも可能です。変更認定しても開始年度が変わるわけではありません。

変更認定を受ける場合はその年の制度ルールが、変更前の制度に追加適用されます。

活動期間内に耕作可能な状態にする必要があります(出来ない場合活動未達になるので注意)一部解消した場合は数値を変更の上変更届を提出。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積※1					計	うち解消する遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面支払	10,000a	1,000a	100a		11,100a	10a	3,820,800円
中山間直払	a	a	a	a			
取組面積	環境直払※2				a		円

維持・共同・長寿命化・加算すべての交付金額の合計。エクセルでは自動表示。

認定農用地の区域内において保安全管理活動等を実施する施設を記入します。

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
 ※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額を記載するものとする。

農業用施設(多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
	8.2 km	2.0 km	7.5 km	5 箇所
うち、資源向上支払(長寿命化)の対象施設	3.0 km	0.5 km	3.0 km	1 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

R7変更 排水路には、反復利用の用排兼用水路を含む数量を記入します。

維持・共同の交付金を活用して長寿命化を行う場合もこの欄に記入します。kmで計上出来ない場合は記載不要(箇所や基等)。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定にも含まれている面積を記入してください。

【留意事項】

重複する区域がある場合、活動が重複しないように注意してください。

活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行います。また、資源向上支払（共同）に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

認定農用地区域内において中山間直払
集落協定との重複面積を記入します。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

オレンジ色着色箇所 : 入力してください。
灰色着色箇所 : 自動で入力されます。
※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。
※ 記載方法は印刷されません。

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

交付の算定の対象となる農用地面積を記入してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。
地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払 (共同) を5年以上実施、又は資源向上支払 (長寿命化) に取り組む
①のみ該当 (修正なし) ②のみ該当 (単価×0.625)
①②に該当 (単価×0.75) 該当なし (単価×5/6)

・交付単価は、市町村に確認してください。
・交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。
・交付単価は、条件に応じて異なります。該当するものに○を付けると自動で計算されます。
・複数の交付単価が適用される場合、行を追加して記入してください。

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等) が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。
加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒

【特定事業実施者向け】
「○」を入力してください。本シートはこの項目以外入力不要です。

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	4,400 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。
直営施工を実施しない場合は○ (単価×5/6) ⇒

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。
広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒
集落数×200万円

広域活動組織の規模要件 (200ha以上 (北海道は3,000ha以上) を満たさない場合、長寿命化の交付上限額は、
「対象農用地面積×交付単価の合計額」と
「保全管理する区域内に存在する集落数×200万円」
のいずれか小さい方の額となります。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

II. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください
※加算措置は除きます。

それぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて年当たり交付金額を算定します。グレー部分は自動表示。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000 a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100 a	250 円/10a	2,500円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		3,202,500円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

交付額の算定方法：対象農用地面積田5000.4a
→5000a畑4999.6a→4999a小数第一位切り捨て。

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	1,800 円/10a	1,800,000円
畑	1,000 a	1,080 円/10a	108,000円
草地	100 a	180 円/10a	1,800円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		1,909,800円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし）	<input type="checkbox"/>	②のみ該当（単価×0.625）	<input type="checkbox"/>
①②に該当（単価×0.75）	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし（単価×5/6）	<input type="checkbox"/>

R7変更活動年数や取組状況の条件に該当するものに○をつけると単価が表示されます。

R7変更長寿命化の交付単価は、直営施工をする場合は4400円、しない場合は3666円。しない場合に○をつけます。

※「特定事業実施者」（令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	400 円/10a	4,000円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		4,604,000円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○（単価×5/6） ⇒

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒

集落数×200万円

山形県では地域振興等7法（離島、特豪、振興山村、半島、過疎、特定農山村、指定棚田）においては、認定農用地が50ha以上または3集落（農業用センサス集落）が広域化要件を満たします。

【参考：市町村跨がり例】

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）市町村に跨がる場合は、必要行をコピー挿入して小計欄及び合計欄対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ の数式を適合するよう修正してください。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
▲▲市 田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
▲▲市 畑	120a	2,000 円/10a	24,000円
▲▲市 草地	a	250 円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		3,024,000円
***町 田	1,500 a	3,000 円/10a	450,000円
***町 畑	160a	2,000 円/10a	32,000円
***町 草地	a	250 円/10a	円
***町 小計	1,660a		482,000円
この線より上に行を挿入してください。			
田	11,500 a		3,450,000円
畑	280a		56,000円
草地	a		円
合計	11,780a		3,506,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

右ページと同じ

行挿入

変更しない

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 a

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
▲▲市 田	10,000 a	1,800 円/10a	1,800,000円
▲▲市 畑	120a	1,080 円/10a	12,960円
▲▲市 草地	a	円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		1,812,960円
***町 田	1,500 a	1,800 円/10a	270,000円
***町 畑	160a	1,080 円/10a	17,280円
***町 草地	a	円/10a	円
***町 小計	1,660a		287,280円
この線より上に行を挿入してください。			
田	11,500 a		2,070,000円
畑	280a		30,240円
草地	a		円
合計	11,780a		2,100,240円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当 (修正なし)	<input type="checkbox"/>	②のみ該当 (単価×0.625)	<input type="checkbox"/>
①②に該当 (単価×0.75)	<input type="checkbox"/>	該当なし (単価×5/6)	<input type="checkbox"/>

※「特定事業実施者」（令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒

右ページと同じ

行挿入

変更しない

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
▲▲市 田①	10,000 a	4,400 円/10a	4,400,000円
▲▲市 畑①	120a	2,000 円/10a	24,000円
▲▲市 草地①	a	円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		4,424,000円
***司 田②	1,500 a	4,400 円/10a	660,000円
***司 畑②	160a	2,000 円/10a	32,000円
***司 草地②	a	円/10a	円
***司 行挿入	1,660a		692,000円
田①+②	11,500 a		5,060,000円
畑①+②	280a		56,000円
草地①+②	a		円
この線より に行を挿入してください。			
合計	11,780a		5,116,000円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ ⇒

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒

集落数×200万円

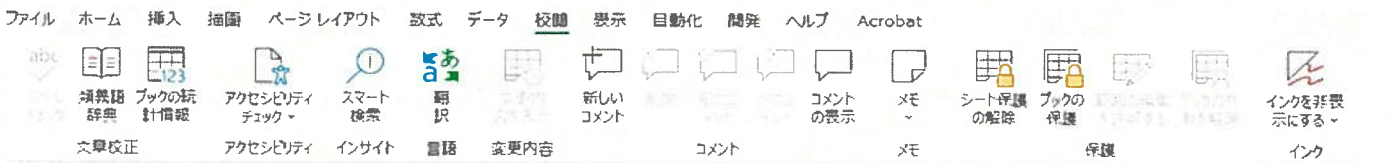
変更しない

シートの保護を解除後に、元のセルの上部に市町村別の面積表示行を挿入し元のセルに計算式を挿入します（※元のセルは変えない）

★セルの数式の変更や行の挿入をしたいが、ロックが掛けられていて編集できない場合

このExcel様式では、数式が組み込まれており、基本的に変更されることが想定されないセルにおいて、セルのロックが掛けられています。数式の変更や行の挿入を行いたい場合には、以下のとおり作業をお願いします。

校閲タブを選択し、「シートの保護を解除」を選択。 ①



広域活動組織の設立、NPO法人化、活動支援班の設立を行う場合は、その実施予定年度を記入してください。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立
実施予定年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営利法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落
 農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
 地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島
 指定棚田地域の該当状況
 交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積
 農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

点線内は、市町村担当者に確認の上、記入してください。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
点検・ 計画策定	1 点検	<input type="checkbox"/>
	2 年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/>
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施
	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	<input type="checkbox"/>
農 用 地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<input type="checkbox"/>
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水 路	7 水路の草刈り	<input type="checkbox"/>
	8 水路の泥上げ	<input type="checkbox"/>
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
実 践 活 動	10 農道の草刈り	<input type="checkbox"/>
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施
た め 池	13 ため池の草刈り	<input type="checkbox"/>
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
共 通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動		<input type="checkbox"/>

【R7変更点】
これまでの実施予定月から実施有無のみに変更します。実施するものに「○」を記入してください。

※4～13のうち該当する活動項目を全て選択してください。

推進活動は、「地域資源保安全管理構想」の策定に向けて毎年度実施する必要があります。具体的な推進活動は、以下の4)において17～23のいずれかを選択してください。

「点検結果に応じて実施」等とされている項目について、対象施設がない場合は、「対象施設なし」又は「-」と記入してください。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立	※「特定非営利活動法人」とは、営利法人とは別に多面的活動に関する法人のことです。
実施予定年度	令和 9 年度	令和 年度	令和 9 年度	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島 特別豪雪

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

特別豪雪地帯を適用する場合は欄外に追記。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○

活動区分	活動項目	計画	
点検・ 計画策定	1 点検	<input type="checkbox"/>	
	2 年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/>	
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施	
	4 遊休農地発生防止のための保全管理	<input type="checkbox"/>	
農 用 地 実 践 活 動	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<input type="checkbox"/>	
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	
	100 融雪剤の散布	<input type="checkbox"/>	
	101 融雪排水促進のための溝きり	<input type="checkbox"/>	
	水 路	7 水路の草刈り	<input type="checkbox"/>
		8 水路の泥上げ	<input type="checkbox"/>
	農 道	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
		103 水路の配水操作	<input type="checkbox"/>
	た め 池	10 農道の草刈り	<input type="checkbox"/>
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
12 路面の維持		点検結果に応じて実施	
104 農道の除排雪		<input type="checkbox"/>	
13 ため池の草刈り		<input type="checkbox"/>	
共 通	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施	
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	105 ため池の配水操作	<input type="checkbox"/>	
16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施		
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		<input type="checkbox"/>	

R7変更「実施する予定月に○をつけていましたが、計画すれば○をつけることになりました。ここは必ず○をつけます。

R7変更ここは必ず○をつけます。

山形県が独自に追加している100番台をプルダウンから選択できます(農用地2項目、水路・農道・ため池各1項目)。選択した場合は○をつけてください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/>	①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/>	④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="checkbox"/>	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input type="checkbox"/>	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="checkbox"/>	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/>	⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/>	④共同利用施設の保全管理
<input type="checkbox"/>	②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/>	⑤その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業		

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/>	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="checkbox"/>	②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/>	⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="checkbox"/>	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/>	⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	④新たな保全管理の担い手の確保		

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/>	21. 地域住民等に対する意向調査、地 域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/>	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/>	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/>	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/>	23. その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交 換・ワークショップ・交流会の開催		

1)から4)までの各項目ごとに1つ以上は○がつきます。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="radio"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理 | <input type="radio"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| <input type="radio"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | <input type="radio"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="radio"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="radio"/> ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="radio"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業 | <input type="radio"/> ④共同利用施設の保全管理 |
| <input type="radio"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | <input type="radio"/> ⑤その他 <input type="text"/> |
| <input type="radio"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="radio"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | <input type="radio"/> ⑤不在村地主との連絡・調全体制の構築 |
| <input type="radio"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力 | <input type="radio"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| <input type="radio"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="radio"/> ⑦その他 <input type="text"/> |
| <input type="radio"/> ④新たな保全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="radio"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む
農業者の検討会の開催 | <input type="radio"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地
域住民等との集落内調査 |
| <input type="radio"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | <input type="radio"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| <input type="radio"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | <input type="radio"/> 23. その他 <input type="text"/> |
| <input type="radio"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交
換・ワークショップ・交流会の開催 | |

検討会などの記録をもとに「地域資源保全管理構想」
を最終年度まで作ります。

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ※毎年度実施するものに○を記入してください

毎年度、機能診断を実施し、その結果に応じて必要な補修等を実施します。

活動区分		活動項目	計画	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断		
		25 水路の機能診断		
		26 農道の機能診断		
		27 ため池の機能診断		
		28 年度活動計画の策定		
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施	
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		
		38 資源循環計画の策定		
	実践活動			
啓発・普及	51 啓発・普及活動			

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

※34～38のいずれかを選択してください。

※実施する活動をプルダウンリストから選択し、○をしてください。

※必ず選択してください。

「農村環境保全活動」は、以下の5つのテーマのうち実施するテーマに該当する「計画策定」及び「実践活動」（プルダウンリスト、該当するテーマ名は括弧書き）を選択して○を記入してください。

【テーマ】

- ・生態系保全
- ・水質保全
- ・景観形成・生活環境保全
- ・水田貯留機能増進・地下水かん養
- ・資源循環

この線より上に行を挿入してください。

「51 啓発・普及活動」は、広報活動、啓発活動に関する活動、地域住民との交流活動、学校教育、教育機関等との連携に関する活動が該当します。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○
		25 水路の機能診断	○
		26 農道の機能診断	○
		27 ため池の機能診断	○
		28 年度活動計画の策定	○
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	1年間に1回以上実施
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	○
		38 資源循環計画の策定	○
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）	○
		45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）	○
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○
		この線より上に行を挿入してください。	
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	

R7変更実施する予定月に○をつけていましたが、計画すれば○をつけることになりました。

機能診断・補修技術等に関するDVD等を活用して組織主体で研修を行うことも可能です。

共同活動の交付を受ける組織は毎年度「機能診断と年度活動計画の策定」を実施し記録します。

農村環境保全活動の1テーマ以上選択し、そのテーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。活動を変更したい場合は変更届を提出。

共同の交付を受ける組織は必ず○をつけます。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口拡大のための、パンフレット等の作成・頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動が該当します。

[R7変更点]
名称を「広報活動・農的関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に変更しました。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

・・・追加する農村環境保全活動

②「高度な保全活動の実施」

・・・高度な保全活動の活動項目

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	0 a
冬期湛水	0 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	0 a
江の設置（作溝実施）	0 a
江の設置（作溝未実施）	0 a

「多面的機能の増進を図る活動」においては、**取組面積に関する要件はありません**が、実施状況を把握するため、面積を入力してください。

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

--

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	○
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	○
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○

増進活動は、共同の単価が2400円と1800円の組織は毎年度必須の取り組みです。

下の太枠内も記入してください。

増進に取り組む場合は60広報活動を毎年度実施します。ただし中山間地域や8法該当地域は任意です。51の啓発普及活動とは別内容のものを実施します。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②「高度な保全活動の実施」」を選択してください。

56幅広い展開の「農村環境保全活動を1テーマ追加」を選択した場合は先に実践活動で選んだ取り組みと別のテーマから選択すること。

①農村環境保全活動を1テーマ追加	<input checked="" type="checkbox"/>	・・・追加する農村環境保全活動	生態系保全
②「高度な保全活動の実施」	<input type="checkbox"/>	・・・高度な保全活動の活動項目	

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	100 a
冬期湛水	70 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	0 a
江の設置（作溝実施）	0 a
江の設置（作溝未実施）	0 a

R7変更環境負荷低減活動を選択した場合は予定面積を記入します。

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

オレンジ色着色箇所：入力してください。

灰色着色箇所：自動で入力されます。

※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。

※ 記載方法は印刷されません。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	→ (1) へ (通称：増進加算)
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ (令和6年度廃止 (令和10年度までの経過措置))
水田の貯留機能の強化 (田んぼダム) を推進する活動への支援	→ (5) へ (通称：田んぼダム加算)
環境負荷低減の取組への支援	→ 別葉 (6) (通称：みどり加算)
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ (通称：活動支援班加算)
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ (令和6年度廃止 (令和10年度までの経過措置))

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数2つ以上

加算措置に取り組む場合、一覧の該当する項目に○を付け、(1)～別葉(6)の該当する項目に記入して

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

「対象農用地面積」には、資源向上支払(共同)の対象農用地面積が自動で入力されます。必要に応じて修正してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		400 円/10a	
畑		240 円/10a	
草地		40 円/10a	
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	○ → (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	○ → (5) へ
環境負荷低減の取組への支援	○ → 別葉（6）へ
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ

加算措置を選択して取組みが出来なかった場合は加算分の返還が必要です。

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数2つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用	○	○
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化	○	○
56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○	
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

1. 増進活動について、これまでの取組項目に1項目以上追加する場合に、共同単価の加算を行います。
2. 新たに増進に取り組む場合は2つ以上の取組みが必要です。
3. 実施出来なかった場合は単価1/6差額返還になるので注意してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	300 円/10a	300,000円
畑	1,000a	180 円/10a	18,000円
草地	100a	30 円/10a	300円
合計	11,100a		318,300円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

共同の面積減や単価減額になる場合は加算措置の面積や単価も同様に減額になります。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	 人	+団体	 団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	 人	+団体	 団体	=	人・団体	・・・①
合計	個人	 人	+団体	 団体	=	人・団体	・・・②

・ 農業者以外の割合 % …… ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	 	400 円/10a	
畑	 	240 円/10a	
草地	 	40 円/10a	
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- 構成員の農業者以外の割合 4割以上
- 共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
- ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

「対象農用地面積」には、資源向上支払（共同）の対象農用地面積が自動で入力されます。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 % …… ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		300 円/10a	
畑		180 円/10a	
草地		30 円/10a	
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

この活動への支援は令和6年度廃止になりました。

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 年度	400,000 円/広域活動組織

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	<input type="checkbox"/>	40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	<input type="checkbox"/>	80,000 円/年・組織
1,000ha以上	<input type="checkbox"/>	160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 9 年度	400,000 円/広域活動組織

R7変更広域化と活動支援班の設置すると、令和9年度に40万円を1回交付。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

R7変更広域化したら年度ごとに分けて交付する支援は終了。

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあつては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和	年度	令和	年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	

「対象農用地面積」には、資源向上支払（共同）の対象農用地面積が自動で入力されます。

広域活動組織においては、集落ごとの面積の合計と一致しているか確認してください。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積		交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
	うち、実施面積				
田		a	400 円/10a		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
	うち、実施面積			
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

※適用条件

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあつては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
(実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和	7 年度	令和	11 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

田んぼダム加算を選択した場合は、最終年度までに田の面積5割以上取組む必要があります。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 7 年度	構成員へ田んぼダムについて周知を行う。資源向上支払（共同）対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和 8 年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和 9 年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和 10 年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和 11 年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積		交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
	うち、実施面積				
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
	うち、実施面積			
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(別紙)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 年度	令和 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

オレンジ色箇所：入力してください。
 灰色色箇所：自動で入力されます。
 ※ 行の挿入等を行う場合は、「校閲」の「シート保護の解除」をクリックしてください。
 ※ 記載方法は印刷されません。

b 実施時期

取組項目	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動						
	内容	実施時期		作物名	栽培時期		
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月
		月	～	月	月	～	月

「作物名」は水稲、麦、豆、いも、野菜、なたね（ブルグワンド）から選択してください。

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積（a未満切捨て）を記入してください。
 ・「計画面積」は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単箇毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。
 ※ 計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。
 ※ 資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり
 ※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、
 農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類
 一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

(別添)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

内容と時期と作物名はプルダウンリストから選びます。

b 実施時期

取組項目	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動			
	内容	実施時期	作物名	栽培時期
長期中干し	6月～7月	水稻	4月～9月	
冬期湛水	12月～2月	水稻	4月～9月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	
	月～月		月～月	

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (ha)	2年目 計画面積 (ha)	3年目 計画面積 (ha)	4年目 計画面積 (ha)	5年目 計画面積 (ha)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 円/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

※計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた整数を記載すること。

※計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度（最終年度）の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※資源向上支払（共同）の活動期間の途中から取り加算に取り組み場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和5年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

2年目以降の取組面積が初年度の面積を下回らず、最終年度（最終年度）の面積が初年度を上回る必要があります。

(3)実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。

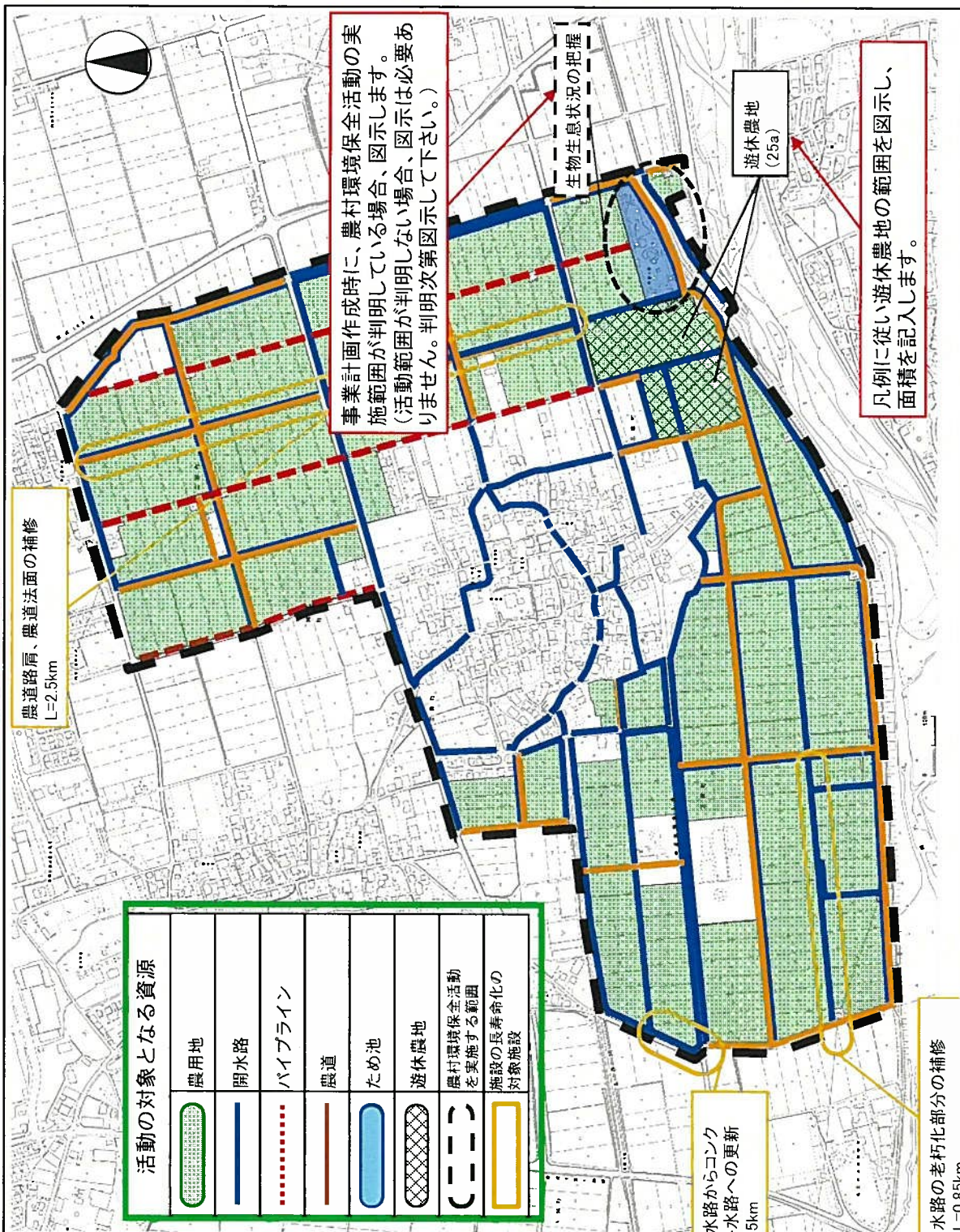
組織名称：
あいうえお活動組織

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

■ 1号事業 (多面支払)



活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設



凡例に従い遊休農地の範囲を図示し、面積を記入します。

素樸水路からコンクリート水路への更新
L=0.15km

水路の老朽化部分の補修
L=0.85km

農道路肩、農道法面の補修
L=2.5km

事業計画作成時に、農村環境保全活動の実施範囲が判明している場合、図示します。(活動範囲が判明しない場合、図示は必要ありません。判明次第図示して下さい。)

生物生息状況の把握

遊休農地
(25a)

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：

1号事業（多面支払）

2号事業（中山間直払）

3号事業（環境直払）

あいうえお活動組織

1. 活動範囲の判別可能な図面に、活動の対象となるすべての農用地及び水路、農道等の施設を図示します。図面は複数枚になっても構いませんので、対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをしてください。
2. 共同活動の農村環境保全活動を実施する場合は実施範囲を図示します。
3. 長寿命化を行う施設について、活動内容と数量等を記載します。
4. 遊休農地が位置付けられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。
5. 田んぼダム及び環境負荷低減の実施区域位置を記載している場合は、(別添3、4)を省略できます。

(別添3)

田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称：

あいうえお活動組織

別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合は、省略できます。

注1) 別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

(別添4)

環境負荷低減の取組実施区域位置図

活動組織名称：

あいうえお活動組織

別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合は、省略できます。

注1) 別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

オレンジ色着色箇所：入力してください。

灰色着色箇所：自動で入力されます。

※ 記載方法は印刷されません。

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。

なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

工事1件あたり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については本様式を作成する必要があります。

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

「改修年度」は、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

施設延長は小数点第2位まで記入してください。

「概算事業費」は10万円単位で記入してください。

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

工事1件あたり200万以上となることが明らかな工事については「長寿命化整備計画書」を作成し事業計画書に添付して提出します。

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。

なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	—	素掘り水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である	コンクリート水路として更新する。	0.50km	令和7年度	280万	
2										
3										
4										
5										

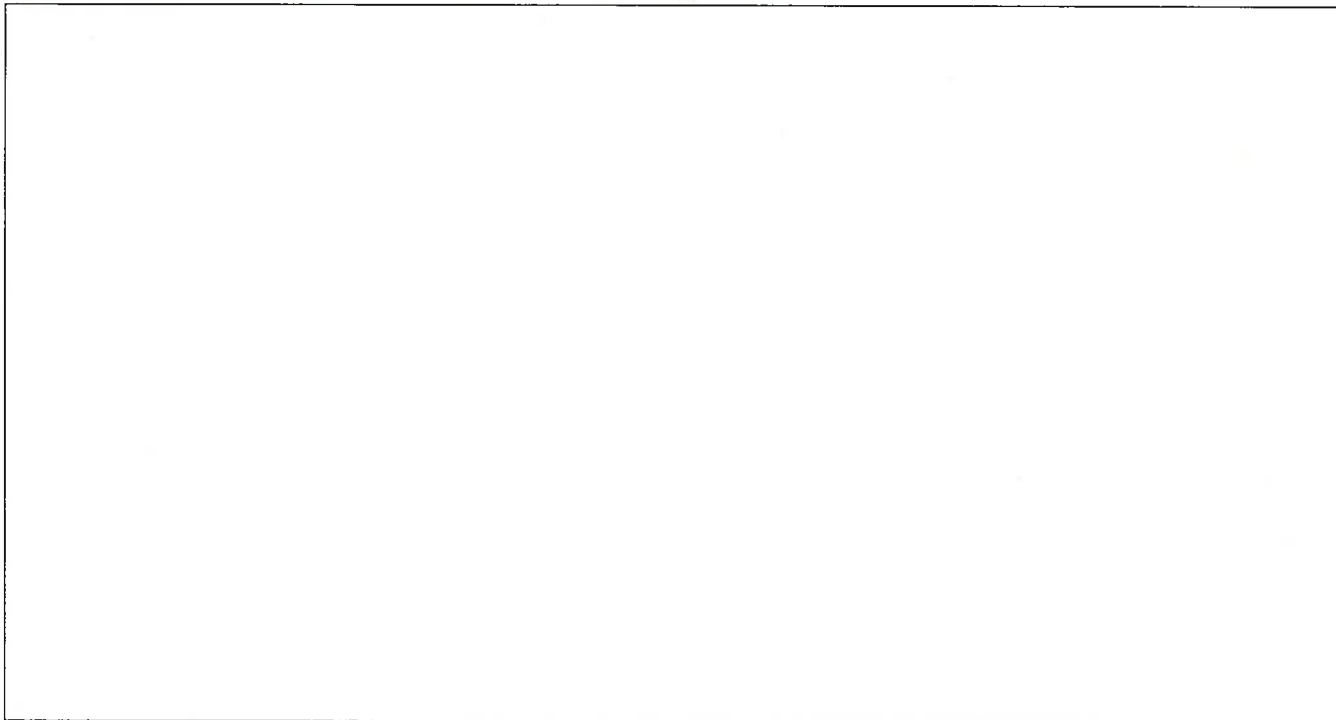
「工事1件あたり200万円以上の工事の追加」または「事業費の3割以上の増加」がある場合は変更の申請を行い、これに該当しない変更の場合は変更届を行います。維持・共同の交付金で長寿命化の工事を行う場合も適用になります。

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

長寿命化の工事を行う施設について、活動内容や数量等を記載の上、長寿命化整備計画書に添付し提出します。

(様式第1-5号)

土地改良区等との協議内容に応じて修正してください。

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）の力に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇・・・・・・・・活動組織

住 所 〇〇県〇〇市〇丁目

代 表 〇〇 〇〇

〇〇土地改良区

住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目

理事長 〇〇〇〇

(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）の力に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

あいうえお活動組織

住所 山形県山形市1丁目

代表 多面 太郎

〇〇土地改良区

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目

理事長 〇〇〇〇

市町村を除く、土地改良区や水利組合等が所有または管理する施設を対象とした工事を行う場合は、該当する所有者または管理者と「工事に関する確認書」を取り交わし計画書と併せて提出します。水利組合が該当する場合は、「〇〇土地改良区」を「〇〇水利組合」として記載し取り交わします。

申請時記入日： 年 月 日
報告時記入日： 年 月 日

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) チェックシート

組織名： あいうえお活動組織

(4)と(5)と(7)は全ての組織が該当します。

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(1) 適正な施肥 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(2) 適正な除草や害虫駆除等 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) ける場合 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(3) エネルギーの節減 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(6) 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(6) 生物多様性への悪影響の防止 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 ⑨ 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(7) 環境関係法令の遵守等 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ⑪ 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(12) 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(13) 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(14) 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づき作業安全に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

(別記6-1)

※組織としての活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事項を確認するため規約を作ります。様式は実施要領（別記6-1）です。規約内容を変更した場合は市町村長に「変更届」を申請します。

〇〇活動組織規約

総会で本規約が制定された日を記入します。

〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

※活動組織の事務所を設置している所在地を記入します。事務所がない場合は代表者の住所を記入します

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(注) 多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第3条を以下の内容の規定として下さい。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

※総会の開催などにより、活動組織に参加することについて構成員の了承を得ます。

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

※規約別紙の「構成員一覧」を添付して提出します。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえて、関係各団体の協力を得る。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

※欠席者からは委任状をもらいます。構成員に団体が含まれる場合は事前に団体内の意思決定をおこないます。

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

※取り組む活動内容に応じて選択して記載します。

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※総会によって決まったことを議事録やメモなどの「書面」にまとめ構成員全員および構成団体に配布または回覧し確実にお知らせします（欠席者にも忘れずに）

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

※構成員が立替払いしたレシートや領収書等も収支に関する書類として保存しましょう。

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

三 その他の収入

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

一 農地維持支払交付金

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

※R2年度より、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有）の一文が追加されました。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

※維持・共同の交付金で長寿命化に取り組む組織においても、長寿命化の交付金を維持・共同に流用することはできません。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

※出納の事務は複数の役員で管理・確認しましょう。通帳と銀行印は別々の管理者のもとで保管しましょう。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(注) 資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

※例として第 2 条の事務所を会長宅の住所にしている場合、会長が変われば所在地も変わるため規約の変更届を提出します。

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

※活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等の賃貸料や旅費のほか、外部委託する場合の契約方法(見積もりや契約単価等)について細則に規定し総会で議決します。

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

オレンジ色着色箇所：入力してください。

灰色着色箇所：自動で入力されます。

※ 記載方法は印刷されません。

(規約別紙)

○年○月○日

○○・・・・・・・・活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、○○・・・・・・・・活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて構成員の了解を得てください。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
	○○ ○○		

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

「役職名」は、活動組織における役職名を記載してください。
「備考」は、必要に応じて所属集落や団体名等を記載します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活
耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

【R7変更点】

・住所欄を削除しました。

・「活動支援班」のメンバーになっている場合、本欄に○を付けてください。

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

総会の開催などにより活動組織に参加することについて構成員の了解を得ます。

7年4月1日

あいうえお活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、あいうえお活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり

R7変更 個人情報保護の観点から住所の欄がなくなり、代わりに活動支援班員の欄が追加になります。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	多面 太郎	〇〇集落代表	

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 次郎	〇〇集落	
会計	多面 三郎	〇〇自治会	

3. 構成員

「備考」欄には所属する集落や団体名を記載します。

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落 上記の役員も下の構成員の欄に記載します。

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇集落代表	
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇集落	
3. 営農組合	多面 三郎	〇〇自治会	○

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇集落	
5. 農業者以外個人	多面 B子	〇〇自治会	
5. 農業者以外個人	多面 A太	〇〇集落	

この線より上に行を挿入してください。

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を			

「分類」欄は、該当するものをリストから選択してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を			

団体の場合、「氏名」欄には団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載し、備考欄に団体名を記載してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
6.自治会	多面 B太	○○自治会	○
7.女性会	多面 C子	○○婦人会	
8.子供会	多面 C太	○○育成会	

この線より上に行を挿入してください。

構成員の総数



分類番号リスト

農業者				農業者以外								
1	団体として参加			5	団体として参加							
	2	3	4		6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・P T A	N P O	その他の農業者以外団体

構成員の総数

12人・団体

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

